

地球温暖化対策プラン（改定）

中間案（案）

平成21年9月

京都府文化環境部

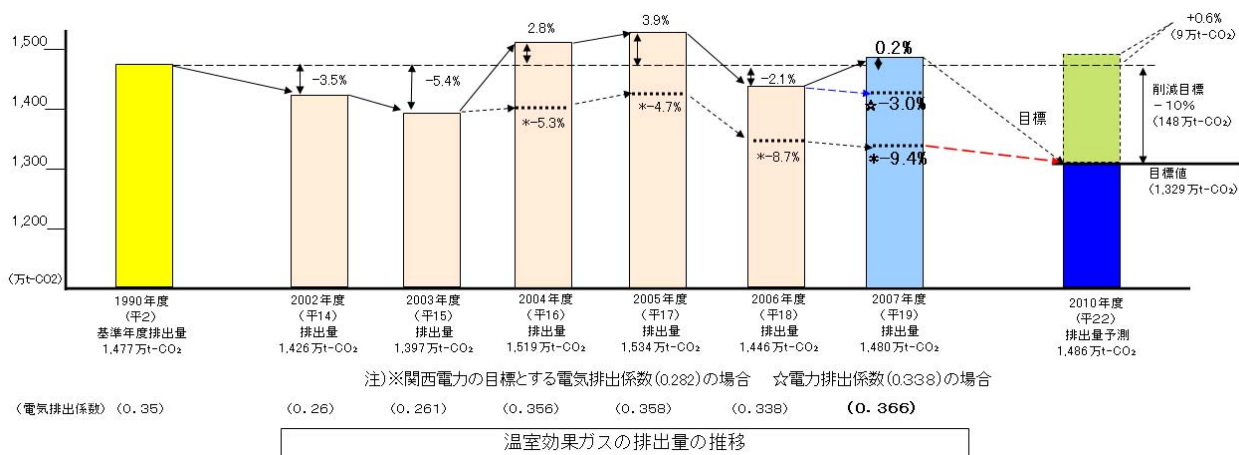
地球温暖化対策プラン（平成21年度版）（改定）

【プラン改定の趣旨】

- 京都府では、府内の温室効果ガス排出量を2010年度までに1990年度比で10%削減する目標とそれを実現するための総合的な対策を盛り込んだ「京都府地球温暖化対策条例」を平成18年4月に施行するとともに、産業、運輸、民生・家庭、民生・業務の主要4部門別の削減目標と対策を定めた「京都府地球温暖化対策推進計画」を同年10月に策定しました。
- 本条例・計画に基づき、大規模事業者等への排出量削減計画・報告・公表制度、屋上緑化の義務化、省エネ機器・エコカーの普及促進等を図るエコマイスター制度等による対策を進めています。
- また、京都府が重点的に取り組むべき具体的施策を取りまとめた「地球温暖化対策プラン」を策定（平成14年度。平成16年度以降毎年度改定）し、京都府地球温暖化防止活動推進センターの設立や機能強化、京都府地球温暖化防止活動推進員の設置による地域活動の体制強化のほか、京都エコポイントモデル事業などの先駆的な事業に取り組んでいます。
- こうした中で、最新数値である2007年度の府内の温室効果ガス排出量（速報値）は、約1,480万トンと、1990年度比0.2%の増加となっており、更なる対策の強化が必要となっています。
- 一方、国においては、2020年に15%削減、2050年に60～80%削減という中長期削減目標が立てられ、国際レベルでも、先進各国は80%削減という目標が掲げられる中、これまで化石燃料に依存してきた社会や経済の大きな転換が求められています。
- このような状況を踏まえ、平成22年度における10%削減目標の達成と、より長期的な視点から、低炭素社会づくりの第一歩を踏み出すため、プランを改定するものです。

【現状と課題】

図 京都府における温室効果ガス排出量の推移



- 上図に示すように、2007年度の府内の温室効果ガス排出量（速報値）は、電気排出係数の上昇等の要因により、約1,480万トンと、1990年度比0.2%の増加となっています。部門別では、産業部門で29.0%の削減となっているほかは、運輸0.8%増、民生・業務36.6%増、民生・家庭21.8%増、エネルギー転換226.4%増と、特に民生部門と舞鶴火力発電所の稼働の影響によるエネルギー転換部門の排出量増加が顕著になっています。
- 産業部門に関しては、条例に基づく温室効果ガス排出量削減計画書の提出義務付けなどにより、大規模事業者については一定の成果が出ていますが、中小企業における省エネの取組があまり進んでいない状況が見られます。
- このような現状を踏まえて、各部門における温室効果ガス排出削減の取組を強化するとともに、学校や地域での地球温暖化防止活動や自然資源の活用や農林水産業の振興を通じた取組の促進など、多彩な取組を効果的に展開し、温室効果ガスの一層の削減を進める必要があります。

【施策の基本方向】

- 条例に定めた温室効果ガス 10%削減の目標年度を迎え、排出削減が進んでいない家庭、中小企業、運輸等の部門の対策の強化や、再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、京都議定書誕生の地の自治体として、2050年温室効果ガス60～80%削減という低炭素社会の実現に向け、先導的な役割を果たします。

【重点施策】

1 家庭の省エネを促進します。

(1) 京都エコポイントモデル事業の拡充

- 「京都エコポイントモデル事業」について、新たに窓の二重サッシ化等の住宅改修、ヒートポンプ給湯機等の高効率機器の設置など、住宅の省エネルギー性能の向上に資する行為に対し、エコポイントを付与します。
- 上記のほか、家庭での省エネ促進につながる新たなポイント付与メニューについて検討します。
- 省エネ診断の実施等により、参加家庭におけるCO₂削減を一層促進します。
- これまでの事業実施状況を検証・評価するとともに、モデル事業終了（22年度）後の展開について検討します。

(2) 住宅への太陽光発電設備等の導入促進

- 住宅への太陽光発電設備等の普及を加速化するため、府支援策の積極的で柔軟な活用を図るとともに、国、市町村等に対して導入支援策の拡充・創設等を要請し、国、府、市町村等の窓口の一本化や共同PRを実施します。

(3) 「京都力結集エコ住宅」の研究成果の活用

- 住宅の省エネルギー性能の向上と新エネルギー導入の促進を図るため、京都産業エコ推進機構による「京都力結集エコ住宅」の研究成果の活用を図ります。

2 中小企業のCO₂削減と環境産業の振興を図ります。

(1) 事業所における省エネ対策の促進

- 中小企業のCO₂削減対策の促進を図るため、大企業の技術・資金等により中小企業の省エネ改修等を実施し、それにより発生するCO₂削減価値を大企業が取得する「国内クレジット制度」に関する省エネ診断、認証審査等をコーディネートする体制づくりを進めます。
- 中小企業の省エネ対策を促進するため、省エネアドバイザー派遣事業における助言・指導内容の充実を図ります。

(2) KESの導入加速化

- 中小企業へのKES（環境マネジメントシステム）の導入を加速化するため、KESの導入に対する補助制度を拡充します。

(3) 京都に集積された環境技術と進取の気性を活かした環境産業の振興

- エコ産業の創出と産業のエコ化を推進するため、京都産業エコ推進機構を中心に、省エネ、新エネなどの技術開発を進めます。

3 再生可能エネルギーの導入を促進します。

(1) 住宅への太陽光発電設備等の導入促進

- 住宅への太陽光発電設備等の普及を加速化するため、府支援策の積極的で柔軟な活用を図るとともに、国、市町村等に対して導入支援策の拡充・創設等を要請し、国、府、市町村等の窓口の一本化や共同PRを実施します。

(再掲)

(2) 公共施設等への太陽光発電設備等の導入促進

- 保育所や公民館など公共施設等への太陽光発電設備の導入等を促進するため、「太陽光発電等活用地域エコ活動支援事業」を引き続き積極的に活用します。
- 府立学校において、CO₂排出量の削減と環境学習の一層の推進を図るため、太陽光発電設備の導入、校庭の緑化等を実施します。

(3) 小水力発電の導入促進

- 「エコマイクロ水力エネルギー活用事業」を通じて得られた知見やノウハウを府内各地で小水力発電に取り組む府民、NPO等と情報共有するとともに、本格的な小水力発電の導入に向けた取組を進めます。

(4) バイオマスの活用促進

- 各種バイオマスの活用を促進するため、木質バイオマスのペレット・薪炭化、食品等残渣の堆肥化、バイオマス発電等の取組を進めます。

4 自動車からのCO₂排出を削減します。

(1) 電気自動車等の普及促進

- 電気自動車、プラグインハイブリッド車等の普及を促進するため、京都観光と連携した導入促進や、充電インフラネットワークの整備を推進します。

(2) 過度な自動車利用の抑制と公共交通機関の利用促進

- 通勤、買い物、観光等における過度な自動車利用を抑制し、鉄道・バス等の公共交通機関の利用を促進するために、エコ通勤の取組に対する支援やモビリティ・マネジメントなどのTDM施策を推進します。
- 公共交通機関中心のライフスタイルを支援する仕組みとして、カーシェアリング等の普及を支援します。

(3) 自転車の利用環境の整備

- 自転車の利用を促進するため、自転車道など自転車利用環境の整備を行います。

(4) エコドライブの普及促進

- アイドリングストップの徹底とエコドライブの一般ドライバーへの普及促進を図るため、業界団体等と連携し、講習会の開催、啓発活動等を実施します。

【主要施策】

1 人と自然の共生の思想を京都から発信します。

(1) 「KYOTO地球環境の殿堂」の世界への発信

- 殿堂入り者の功績を顕彰し、広く世界に向けて発信するとともに、新たな殿堂入り者を選定します。

(2) 京都環境文化学術フォーラムの継続開催

- 世界各地域の自然と文化を基軸とした、真に豊かな地域社会づくりを目指す理論と方法を発信するため、「京都環境文化学術フォーラム」を開催します。

(3) 「京都の知恵と文化を生かした暮らし方サポートサイト」(仮称)の拡充

- 京都の知恵と文化を生かし、低炭素・循環・自然共生型のライフスタイルを促進する情報発信サイトを拡充します。

2 府庁自身のCO₂削減を進めます。

(1) 府庁CO₂ 20%削減運動の目標達成

- 空調機器の省エネ型への更新等により、CO₂ 20%削減目標の達成を目指します。

(2) 府施設における省エネ改修及び再生可能エネルギー導入の促進

- 府施設における空調機器等の省エネ改修及び太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進します。

3 地域の自然や文化性を活かした低炭素の地域社会づくりを進めます。

(1) 市町村における温暖化対策の促進

- 地域の自然環境や風土、文化性を活かした新実行計画の策定を支援します。

(2) 地域における温暖化対策の推進

- 市町村を中心に、地球温暖化防止活動推進員、地域のNPO団体、地域住民等で構成する地域協議会(プラットフォーム)を形成します。
- プラットフォームの運営支援など、地球温暖化防止活動推進センターの活動を充実・強化します。

(3) 「省エネの心得」の普及促進

- 生活の中の「省エネの心得」の普及を図るため、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、情報発信を強化します。

4 農林水産業の振興を通じた低炭素社会づくりを進めます。

(1) 生産に必要な施設や機器の省エネ化

- 生産施設等への蓄電池の導入、太陽光や水力など自然エネルギーの利用、LED照明の利用など省エネ化を進めます。
- トラクターなど生産機械への省エネ・低公害型機種を導入等を進めます。

(2) 地産地消の推進

- 地元農林水産物の学校や病院、高齢者福祉施設等の給食への活用や、地域の小売店・量販店等での販売、直売等の取組を進めます。

(3) 森林資源の整備・利用の推進

- 間伐など森林整備の促進と「京都モデルフォレスト運動」など府民参加による森林づくりの取組を拡大します。
- ウッドマイレージCO₂認証制度の普及促進を図ります。
- 府内産木材の住宅、建材、家具、木工品等への利用を拡大するため、木材業界と連携し、公共施設の木質化等、木材利用メリットの「見える化」を促進します。
- 未利用の間伐材など木質バイオマスの活用を促進するため、ペレット製造事業者等への間伐材等の安定供給を支援します。

5 次代を担う子どもたちに自然環境の大切さを伝えます。

(1) 自然体験等に関する情報提供等の促進

- 子どもたちが自然体験や農・林・漁業体験に参加しやすくするため、市町村やNPOなど地域の団体と連携し、情報提供等を促進します。

(2) 農・林・漁業体験等の取組の促進

- 学校、地域等における子どもたちを対象とした農・林・漁業体験に、より多くの子どもたちが参加できるよう、事業メニューづくりや指導者育成を進めます。

【低炭素社会の実現に向けた取組】

- 現行の条例・計画が目標年度（平成 22 年度）を迎えることから、条例・計画の見直しを行います。

(地球温暖化対策条例の改正)

- ・ 新たな温室効果ガス削減目標や低炭素社会づくりを実現するための施策の基本的方向等を定めるため、京都市の地球温暖化対策条例の改正との整合を図りつつ、京都府地球温暖化対策条例を改正します。

(「低炭素社会づくり計画」(仮称)の策定)

- ・ 京都府地球温暖化対策推進計画及び地球にやさしい府庁プラン(京都府地球温暖化対策実行計画)を改定し、両計画を一体化した「京都府低炭素社会づくり計画」(仮称)を策定します。

【参 考】

○ これまでの施策の実施状況

(平成21年3月末現在)

分 野	主な施策	実 績
事業者等を対象とした具体的・継続的行動の促進	○大規模事業所等の排出量等の報告・公表制度	281 事業者 * ^⑱ 実績削減量 21.7 万 t-CO ₂
	○KES 認証をはじめとする EMS の導入支援	KES 認証 983 事業者
	○エコカーマイスター、エコドライブマイスター、省エネマイスターの養成	エコカー 968 人 エコドライブ 633 人 省エネ 328 人
	○省エネアドバイザー派遣事業	^⑳ 64 社
運輸部門での取組促進	○低公害車の導入促進	天然ガス自動車 602 台 ハイブリッド自動車 8,730 台 (20 年9月末現在)
	○「エコドライブ宣言」、「環境にやさしい配送宣言」制度の創設	エコドライブ 252 事業所 環境にやさしい配送 155 事業所
家庭での取組促進	○エコファミリー推進事業 ・インターネット環境家計簿の運用 ・エコファミリー／エコ親子認定事業	インターネット環境家計簿等の利用者数 7,523 件
地域の取組を支える推進体制及びネットワークの強化	○京と地球の共生推進事業 (相談窓口の常設、学校や地域での温暖化学習・研修の実施等) 地域活動の支援。推進員研修)	地球温暖化防止活動推進員 284 人 ^㉑ 親子温暖化教室 30回 1,374 人 ^㉒ 環境交流会 4回 88 人 地域協議会 12 協議会
府庁の率先垂範	○府庁 CO ₂ 20%削減運動推進事業の展開 ・庁舎の断熱対策 ・待機電力対策 ・職場省エネ活動の推進	太陽光発電設備導入、窓断熱フィルム、省エネタップ、電気使用量見える化システム 等
自然エネルギー等の利用促進	○住宅用太陽光発電設備等の導入促進	導入件数 8,044 件 エコポイント付与件数 118 件
	○府施設への自然エネルギー発電施設の導入	太陽光 13 施設 411kw 風力 1 施設 4,500kw バイオガス 1 施設 990kw
森・緑の育成	○「緑の公共事業アクションプラン」、「環の公共事業行動計画」、屋上緑化等の推進の実施	屋上緑化マイスター 493 人
	○ウッドマイレージ CO ₂ 認証制度の実施、普及	認証件数 254 件
	○京都モデルフォレスト運動の推進	森林ボランティア登録団体数 58 森林利及環境整備約 13 万 ha

○ 検討会議のメンバー

区 分	氏 名	所 属 等
参与	郡 嶋 孝	同志社大学経済学部教授
	浅 岡 美 恵	特定非営利活動法人気候ネットワーク代表
政策立案メンバー	伊 東 真 吾	京都府地球温暖化防止活動推進センター事務局長
	茨 木 信 也	社団法人京都府トラック協会常務理事
	小 川 喜 弘	関西電力株式会社地球環境グループチーフマネジャー
	黄 瀬 謙 治	社団法人京都工業会専務理事
	小 山 直 美	京のアジェンダ21 フォーラム
	白 木 一 成	大阪ガス株式会社環境・エネルギー政策担当部長
	藤 田 晶 子	京都リビング新聞社営業・編集統括マネージャー
	増 田 啓 子	龍谷大学経済学部教授
	宗 田 好 史	京都府立大学人間環境学部准教授
	松 原 斎 樹	京都府立大学生命環境学部教授
	諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科准教授
	和 田 武	日本環境学会会長、元・立命館大学教授

○ 検討会議の開催状況

開 催 日	区 分
平成21年6月23日	第1回検討会議
平成21年8月3日	第2回検討会議
平成21年9月2日	第3回検討会議（予定）